

論文

こどもの安全と日本版DBS (Disclosure and Barring Service) の導入について

田村 美由紀

(受理日：2023年1月25日)

The Safety of Children and Introduction of Japanese Version of Disclosure and Barring Service (DBS)

Miyuki TAMURA

要旨

令和5年4月にこども家庭庁が発足され、こどもに関わる取組を日本の社会の中心におき（こどもまんなか社会）、こどもの目線に立ち、こどもの権利を大切に、すべてのこどもがいのちを守られ、自分らしく健やかに安心して過ごすことができるように様々な政策を作ろうとしている。その中の一つである、日本版DBS (Disclosure and Barring Service) は、こどもを様々な性暴力等から守るための有効性の高いデータベース活用方法である。既に日本版DBSの導入に先駆けた取組強化と環境整備が進められており、残った課題は厚生労働省、文部科学省をはじめ様々な行政機関が統一の日本版DBSのデータベースを導入することである。国が守るべきはすべての子どもたちである。教育現場や保育現場だけではなく、子どもたちと接する大人はこのような環境以外にも大勢おり、実際にそのような大人から受けてしまった性暴力事件も多数発生している。今後の政策動向に期待したい。

キーワード：こども家庭庁、日本版DBS、Disclosure and Barring Service、性暴力、性犯罪、性犯罪歴、わいせつ行為

はじめに

令和3年12月21日に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針¹⁾」に基づいて、「こども家庭庁設置法」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が、第208回通常国会で成立した²⁾。こども家庭庁は令和5年4月の発足となり、

- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の養護を一元化
- 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- 就学前の育ちの格差是正
- こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現（プッシュ型情報発信、伴走型支援）

といった政策支援を実施することを目指している。また、これに伴い「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）」が制定された。こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法やその他の関係法律や内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行うことが趣旨となっている。関係法律の整備としては以下の3つが挙げられている³⁾。

- (1) 関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に係る法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理を行う。

- (2) 幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定めるに当たり、それぞれ内閣総理大臣又は文部科学大臣に協議することとする規定を設ける
- (3) そのほか、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定を整備するなど、関係法律の規定の整備を行う（医療法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等）

また、児童福祉法等の一部を改正する法律案（施行期日令和6年4月1日）の概要⁴⁾では、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うこととし、以下のような改正の概要が挙げられている。

【改正の概要】

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充（児童福祉法・母子保健法）
 - ① 市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
 - ② 訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
 - ③ 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。
2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の

質の向上（児童福祉法）

- ① 一時保護所の設置・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
 - ② 困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化（児童福祉法）
 - ① 児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
 - ② 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備（児童福祉法）
 児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。
 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入（児童福祉法）
 児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する当の手続を設ける。
 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上（児童福祉法）
 児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）（児童福祉法）
 児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化をはかるとともに、ベビーシッター等に

対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

本論文では、上記の項目7についてオリジナルのイギリス版DBSと導入やデータベース活用の現状を紹介し、日本版DBSの導入とこどもの安全について、こどもと家庭を取り巻く現状から考察する。

DBS (Disclosure and Barring Service とは

イギリスのDBSとは「Disclosure and Barring Service：犯罪証明管理及び発行システム」のことで、性犯罪履歴のある者がこどもに関わる仕事に就くことのないようにし、こどもを性犯罪から守る仕組みのことである。こどもに関わる職種（18

歳未満の子どもに1日2時間以上接するもの）で働くことを希望する者は、DBSから発行される無犯罪証明が必要になる。これはボランティア活動であっても同様に必要なものとなっており、この無犯罪証明書を教育水準局（Ofsted/Office for Standards in Education）に提出することで就労が可能となる（図1）。このDBSは2012年から開始され、ドイツ、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランド等でも同様の制度がある（表1）。

イギリスのDBSというシステムは、2002年に教育省が未成年や児童に対する性犯罪歴のある者が教育現場等に従事することを認めないとした記録から始まった。その後、犯罪記録局から保護当局へ呼び方を変え、教育省と組織が統合し、2012年に本格的に始動することとなり、内務省の管轄となった。情報開示サービスを経由して、詳細な犯

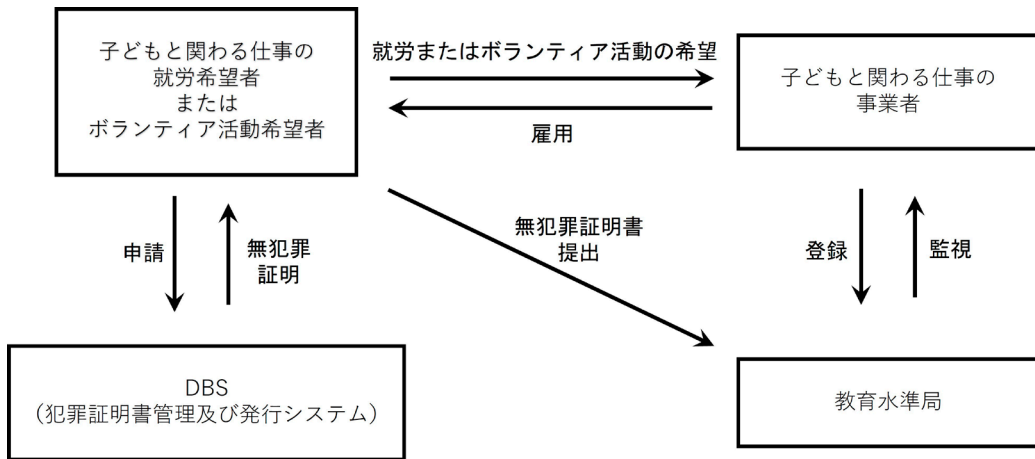


図1. イギリスのDBS (Disclosure and Barring Service：犯罪証明管理及び発行システム) の流れ

表1. イギリスのDBS制度とそれに類似した各国の制度

<p>【イギリス】 子どもの心身に障害を与える犯罪などは無期限でデータベースに掲載 ○児童に対するわいせつ行為・性犯罪歴等の保持期限：無期限 犯罪種別ごとに記録が保持される期間は異なるが、わいせつ行為、児童に対する精神的・身体的障害を伴う犯罪などは「特定の犯罪」に分類され、無期限の保持となっている。 ○制度：DBS ○根拠法：犯罪者更生法 (the Rehabilitation of Offenders Act)</p>
<p>【ドイツ】 ○児童に対するわいせつ行為・性犯罪歴等の保持期限：20年 犯罪種別ごとに記録が保持される期間は異なるが、児童の保護に特に関連のある犯罪の前科については20年（拡張犯罪歴証明書）である。 ○制度：拡張犯罪歴証明書 (ein erweitertes Führungszeugn) ○根拠法：社会法典第8編（児童・青少年支援）(Sozialgestzbuch Ahtes Buch: Kinderund) 連邦中央登録簿法 (Bundeszentrairegistergesetz: BZRG)</p>

<p>【スウェーデン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童に対するわいせつ行為・性犯罪歴等の保持期限：10年 現在の制度として情報保持期限は過去10年とされているが、性犯罪歴者が児童専門職に雇用されることを禁止するよう議会在政府に提案している。 ○制度：犯罪歴証明書の提出 ○根拠法：子どもと働く者の登録管理法 (Lag (2013:852) om registerkontroll av personer som ska arbeta med barn)
<p>【オーストラリア】</p> <p>州によって制度が異なるが、子どもと関わる仕事に就く場合は無期限にデータベース記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童に対するわいせつ行為・性犯罪歴等の保持期限：無期限 州によって制度は異なるが、子どもと関わる仕事に就く場合は例外なく無制限となっている ○制度：National Police Check (NPC) / Working with Children Check ○根拠法：Spent Convictions Legislation (使用済み有罪判決法)
<p>【ニュージーランド】</p> <p>データベース掲載は無制限。教育機関などは安全性調査を受けたか確認せずに雇用してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童に対するわいせつ行為・性犯罪歴等の保持期限：無期限 安全確認と保護方針（保健省）を打ち出し、無期限の労働力制限 ○制度：Safety Checks (安全性調査) ○根拠法：児童法（2014年、Children's Act）
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フランス：教育などの資格取得審査を担当する行政職員が事前に許可を求め、データベースにアクセス可能 ○フィンランド：保育、教育などに従事しようとする者は自ら、犯罪歴証明書の発行を申請して提出

罪歴の情報を得ることが可能となっており、就業やボランティア活動が禁止されていることはもちろん、雇用者が意図的にこのような人物を雇用することも違法行為となる。イギリスにおける児童への性的危害を理由としてDBSに登録されたケースは、2017年から2020年にかけて約544件あった。そのうち、43件のケースについて詳細に調べた報告⁵⁾では、8割が風評被害等を受ける等の要因に繋がっており、加害者および被害者のその後の追跡調査から、何らかの支援や対応が必要であることが提言されている。保護当局機関も同様の懸念を示しており、今後の改善が期待されている。

日本における性犯罪とその対策

法務省保護局では、平成18年9月から性犯罪者処遇プログラムを実施している⁶⁾。保護観察においては、強制性交、強制わいせつ等の性犯罪及び性的動機に基づく犯罪をした者に対して、重度の知的障害がある等の除外事由に該当する者を除き、すべて、特別遵守事項により義務付けられた性犯罪者処遇プログラムを実施している。その他、実施を義務付けられなかった場合でも、生活行動指針又は任意により同プログラムを実施することがある。平成26年から平成30年にかけては、保護観察を開始した性犯罪類型の男性の仮釈放者及び保

護観察執行猶予者は1198名であり、このうち76.6%に対してプログラムを実施している。法務省保護局では、性犯罪者処遇プログラムのコアプログラムを受講した者と受講しなかった者とを分析し、その結果を令和2年3月に報告している⁷⁾。分析には、RAT (Risk Assessment Tool) が用いられ、犯罪内容や前歴の犯罪内容、反復性等、処遇の実施について変化しない事項について得点化し、性犯罪者の再犯リスクを算出した。再犯率の差については、受講群の方が非受講群よりも有意に再犯率が低い結果となり (図2・表2)、RAT得点は受講していないことと相関を示しており、性犯罪を予測する結果となった (表3)。

令和4年4月からは新たな性犯罪防止プログラムが実施されることとなっている⁸⁾。対象は、罪名に強制わいせつ (刑法第176条)、強制性交等 (刑法第177条)、準強制わいせつ・準強制性交等 (刑法第178条)、監護者わいせつ及び監護者性交等 (刑法第179条)、強制わいせつ等致死傷 (刑法第181条) 又は強盗・強制性交等及び同致死 (刑法第241条) が含まれる者 (未遂を含む) となっている。さらに、本件処分の罪名のいかんにかかわらず、犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者 (下着盗、住居侵入等) も含まれる。仮釈放者、保護観察付一部猶予者、保護観察付全部猶予者、保護観察処

表2. 性犯罪再犯の観測期間最終日の犯罪率⁷⁾

人数	再犯率		χ ² 値	p 値
	受講群	非受講群		
1198	15.1%	26.2%	17.11	.00004

表3. 性犯罪再犯の観測期間最終日の受講有無とRAT得点のハザード比⁷⁾

	ハザード比 (95%CI)	p 値
プログラム受講の有無	1.485 (1.101-2.004)	.009
RAT得点	1.442 (1.346-1.545)	.001

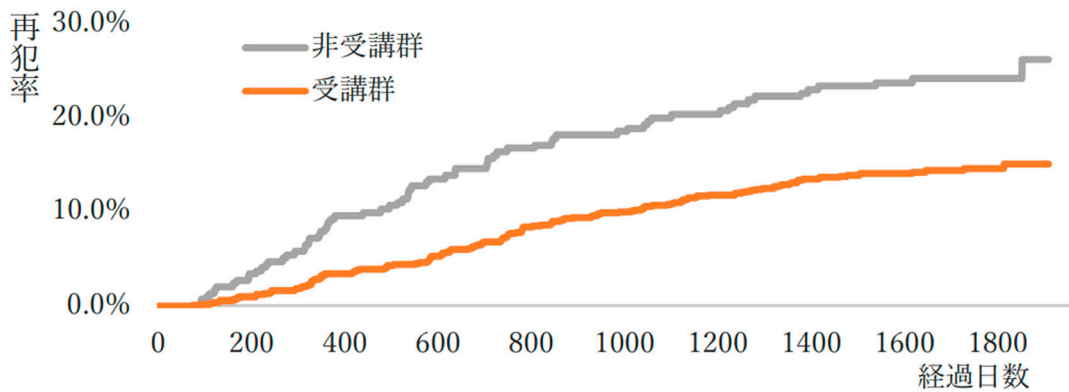


図2. 性犯罪再犯の犯罪率⁷⁾

分少年、少年院仮退院者の一部は刑事施設におけるプログラムを受講後、保護観察の開始とともにメンテナンスプログラムが実施される。メンテナンスプログラムは、問題性に依りて定められた頻度で定期的に面接し、再発防止計画の点検・見直し、緊急時の指導等、セルフチェックとして実施されている。プログラムには導入プログラムとコアプログラムがあり、導入プログラムは目的や概要の説明、コアプログラムに対する動機づけ、問題と強みのアセスメントが行われる。コアプログラムは、おおむね2週間に1セッションずつ、全5セッションで構成され、認知行動療法に基づく指導と再発防止計画の作成が下記の5セッションを通じて行われている。

- Aセッション：性加害のプロセス
- Bセッション：性加害につながる認知
- Cセッション：コーピング
- Dセッション：被害者の実情を理解する
- Eセッション：二度と性加害をしないために

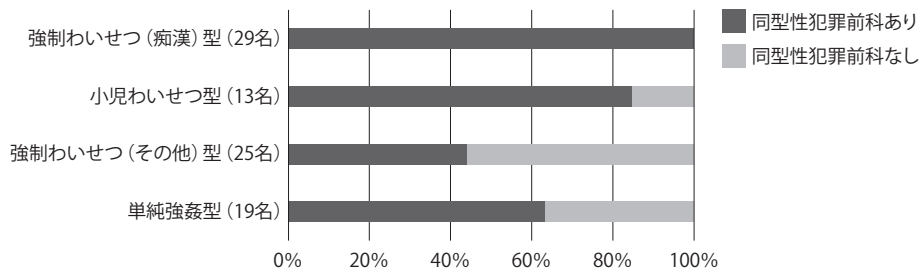
さらに、特定の問題性等を有する者への指導として、性加害が嗜癖化している対象者、知的に制約がある対象者、「小児に対する性加害を行った対

象者」、刑事施設又は保護観察所のプログラム受講歴がある対象者には、その特性を踏まえた指導を実施することとなっている。プログラムは対象者の家族にも行われ、家族の心身の状況等を踏まえ、実施の有無を検討しつつも家族プログラムとして、性加害のプロセス、性犯罪再犯防止プログラムの内容、家族自身のセルフケアの3つで構成され、必要な知識の付与やサポートが提供されることとなっている。

平成27年度版の犯罪白書⁹⁾によると、性犯罪前科2回以上の者を対象として、類型別に前科歴を見ると、小児わいせつは同型の性犯罪前科ありで占められる割合が84.6%と非常に高い再犯率となっている(図3)。

また、内閣府が発表した「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査報告書¹⁰⁾」によると、令和元年6～8月までの3か月間で受けた相談件数は、電話で7606件、面談は1600件、メール相談は244件であった。被害者の性別は、電話相談で女性87.7%、男性10.4%、面談では女性97.8%、男性2.2%であった。被害者の年齢は、電話相談で20歳代が24.2%

図3. 性犯罪前科2回以上の者を対象とした同型性犯罪前科の有無別構成比(類型別)



注：法務省法務総合研究所の調査による。強制わいせつ型のうち、「強制わいせつ(痴漢)型」は、犯行態様が公共の乗り物内における痴漢行為のものをいい、「強制わいせつ(その他)型」は、強制わいせつ(痴漢)型以外のものをいう。「同型性犯罪前科」は、調査対象事件中の性犯罪と同一の種類の性犯罪前科をいう。ただし、強制わいせつ(痴漢)型の同型性犯罪前科には、条例違反(痴漢)型を含む。

と最も多く、次いで30歳代の15.5%、中学卒業以上19歳以下の13.5%、40歳以上の11.7%であった。面談では、20歳代が31.3%と最も多く、次いで中学卒業以上19歳以下の22.3%、30歳代の15.2%であった。寄せられた面談による相談719件のうち、4割以上が19歳以下の子どもであり、中学生以下はそのうちの2割であった。12歳未満は電話相談で全体の3.7%、面談では8.4%を占めており、3か月間で50~70件もの相談が寄せられている実態がある。さらにこれらの性被害の被害類型をみると、電話相談、面談ともに強制性交等・準強制性交等(電話相談41.1%、面談50.1%)、強制わいせつ・準強制わいせつ(電話23.6%、面談27.4%)が多く、面談では監護者からの強制性交等・強制わいせつも1割に上った。その他、DV、ストーカー、セクシュアルハラスメント等の回答がみられた。加害者との関係については、電話相談、面談ともに友人・知人(電話20.8%、面談21.8%)が最も多く、次に職場・アルバイト先関係者(電話12.2%、面談14.7%)となっている。電話相談では、次いで知らない人(11.1%)、親(10.2%)の順で多くなっており、面談では、親(13.2%)、知らない人(12.0%)の順であった。学校・教員・部活動のコーチなどでは、電話で4.5%、面談で4/9%の相談対応があり、教育職員による性犯罪・性暴力は配偶者(電話4.8%、面談3.6%)や交際相手(電話5.3%、面談5.5%)と同程度であることが明らかとなった。

また文部科学省による令和2年度の公立学校教職員の人事行政状況調査¹¹⁾によると、性犯罪・性

暴力等による懲戒処分の被処分者合計200名(男性196名、女性4名)のうち、児童生徒等に対する者が96名となっている。200名の被処分者が所属する学校種は、幼稚園1名、小学校64名、中学校74名、高等学校53名、特別支援学校8名となっている。被処分者の年齢層は、20歳代54名、30歳代58名、40歳代35名、50歳代以上53名と報告されている。性犯罪・性暴力等の相手の属性は、18歳未満の自校の子どもが65名、18歳未満の子どもが39名、自校の教職員が35名となっており、子どもが被害者となるケースが51%を占めている。平成30年に児童・生徒へのわいせつ行為などを理由に処分を受けた公立学校教員は282名で過去最多となり、そこから令和2年度の200名まで減少の傾向はあるものの、いまだ看過できない件数が存在する。

令和2年7月に、NPO法人フローレンスは厚生労働省において「#保育教育現場の性犯罪をゼロに」を掲げた記者会見¹²⁾を実施し、性犯罪の前科者を子どもとかかわる保育・教育の現場で働くことのないようにしてほしいことを提言した。そしてこの会見内容を受け、第5次男女共同参画基本計画¹³⁾(第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶)の主な具体的取組と成果目標(性犯罪・性暴力対策)が盛り込まれ、閣議決定された(表4)。

厚生労働省及び文部科学省の対策と動向

1) ベビーシッター及びその事業者について(厚生労働省の対策)

令和3年2月、厚生労働省の社会保障審議会児

表4. 第5次男女共同参画基本計画 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶；主な具体的取組と成果目標 (性犯罪・性暴力対策)

<ul style="list-style-type: none"> ● 性犯罪に関する罰則や刑事手続の在り方に関し、「性犯罪に関する刑事法検討会」において検討すべき論点とされた事項に関して令和2年度を目途に検討を行い、令和3年度以降にその結果に基づいて所要の措置を講ずる。 ● 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上を推進するとともに、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、被害者が相談につながりやすい体制の整備を図る。 ● 生命の尊さを学び生命（いのち）を大切にする教育、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。 ● 児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員や保育士等に対する厳正な処分を徹底するとともに、教員免許状の管理の在り方について、より厳しく見直すべく、他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討を進める。 ● 教育・保育施設等や子供が活動する場において、子供に対するわいせつ行為が行われないう、そこで働く際に性犯罪歴がないことの証明書を求めることを検討するなど、防止のために必要な環境整備を図る。 ● SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開する。

注：性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとは、被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供し、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図り、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的としている。具体的な機能としては支援のコーディネートや相談活動であり、産婦人科医療（救急医療・継続的な医療・証拠採取等）も含まれている。運営主体は、都道府県、公益社会法人、民間団体等である。

童部会にある子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会は、「ベビーシッターによるわいせつ事案への対応に関する提言¹⁴⁾」の中で、わいせつ事案等への対策と課題を以下のように取りまとめている。

○わいせつ事案等の対応に当たっては、まず、事業者、保護者（利用者）、行政等の関係者が、被害者となり得る者は自らの身を守る術を持たない子どもであることを肝に銘じ、それぞれの役割に応じて事案の発生を防止するための取組を進めていく（①未然防止）という視点を持つことが最も重要である。その上で、不幸にも事案が発生してしまったときに、当事者の個人情報等に配慮しながら、関係者はどのように対応するか（②事案対応）、そして再発を防止するための方策としてどのようなものがあるか（③再発防止）という、三つの視点から本専門委員会は検討を行った。特に、今般の検討の契機となったわいせつ事案においては、関係するマッチングサイトの運営者について、事案発生を把握した後の情報発信が遅れたのではないか、プライバシー等に配慮した上で情報発信が可能だったのではないかといった指摘がなされている。本専門委員会では、こうした指摘も踏まえ検討を行った。

○なお、わいせつ事案等への対応の検討に当たっ

ては、事案の性質上、①被害児童及び保護者のプライバシー保護が何よりも重要であること、②事案が発生した後も刑事司法手続において事実関係が確定するまではわいせつ事案を起こしたベビーシッターに対しても「推定無罪の原則」が適用されること、③刑が確定した後も犯罪歴はいわゆる要配慮個人情報に該当することなども考慮する必要がある。

【具体的な対応策】

(1) 未然防止の取組

- ① 保護者（利用者）への周知とそれに基づく保護者の適切な選択
- ② 事業者の自主的な取組の推進
- ③ マッチングサイトガイドラインの見直し

(2) 事案への対応

- ① 事業停止命令等の期間
- ② 事業停止命令等の地理的効力等
- ③ 保育士の欠格事由に関する報告

○認可保育所等の施設等については、勤務する保育士について欠格事由に該当するおそれがある場合、当該施設等から都道府県への報告を求めることとしており、仮に欠格事由に該当することが明らかとなった場合、都道府県は保育士登録の取消しを行うこととしているところである、このような報告を求める対象を拡大し、ベビーシッター事業者及びマッ

チングサイトの運営者からも保育士の欠格事由に関する報告を求めることとすべきである。

④ 保護者への情報提供

○保護者がベビーシッターを適切に選び、利用するためには、ベビーシッターに関する正確かつ十分な情報が得られなければならない。
○その所属するベビーシッターによる事案が発生した場合、ベビーシッター事業者やマッチングサイトの運営者は、被害者側のプライバシーに充分配慮の上、速やかに情報収集を行い、他の保護者の選択・利用に必要な情報を提供する必要がある。

(3) 再発防止

① 事業停止命令等に関する情報の自治体間での共有

② 事業停止命令等に関する情報の一般への公開

○どのベビーシッターが事業停止命令等を受けたかという情報（氏名等）を一般へ公開した場合、当該ベビーシッターの社会復帰全般に大きな影響を及ぼすのではないかという懸念がある一方で、当該情報は子どもの最善の利益を考慮すればベビーシッターの選択・利用において極めて重要な情報である。なお、現行の認可外保育施設の設置者・管理者に対する事業停止命令等に関する公表の取扱いについては、当該設置者等の個人名も含め公表している。

○こうしたことを踏まえると、自治体間で共有するデータベースに格納されている事業停止命令等に関する情報については、当該情報自体をそのまま一般に公開するのではなく、届出事項に「過去に事業停止命令等がある場合には、その旨」を追加し、この届出事項をデータベース上に公開することが考えられる（事業停止命令等を受けた場合、氏名、自治体、処分の種類、処分の日時が掲載されることが想定）。この場合には、過去の事業停止命令等に関する情報が公開されるということを認識した上で、それでもなお本人の意思でベビーシッターとしての届出を行うことになり、掲載期間も特に区切る必要はない。

○また、行政間での共有の場合は、事業停止

命令等を受けたベビーシッターが別の自治体に転居した場合の対応が必要なことも踏まえ、事案概要等の機微な情報も含め、同データベースを通じ共有することとする。自治体間におけるこれらの情報共有に際しては、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるべきである。

○なお、情報の共有・公開に際しては被害児童及び保護者の個人情報保護が最優先事項であり、身元を特定される、風評被害を受ける、インターネット等での拡散による二次被害を受けるといった事態を発生させることはあってはならないことに留意すべきである。

【中長期的な課題】

○例えば、英国の事例を参考に、子どもに関わる職業に就く者が自ら犯歴を証明する仕組みを検討すべきとの意見もあった。こうした制度の導入の検討においては、制度の対象となりうる職種が個人のベビーシッターや事業者に雇用されるベビーシッターのみならず、教育、児童福祉、塾、習い事などの民間サービスなど広範にわたり、また、受刑者の社会復帰との関係、犯罪情報の管理・証明実務等刑事司法分野における議論が必要不可欠になる。したがって、本専門委員会としては、上記意見を議事録にとどめ、今後、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2年12月25日閣議決定）等を踏まえ、幅広い観点から議論が進むことを期待する。

この提言の最後に記述されているように、閣議決定された第5次男女共同参画基本計画を受けて、児童に対するわいせつ行為等の問題が発覚したベビーシッター及びその事業者についてデータベース化する方針を示すこととなった。

2) 文部科学省による教育職員への対応

さらに、文部科学省でも「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）¹⁵⁾」が令和3年5月に公布された。この法律の骨子は、以下のようになっている。

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の養護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止、基本理念(学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等)、文部科学大臣による基本的な指針の作成、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置(データベースの整備等)、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等に規定。
- 一部の規定を除き、法の施行日を令和4年4月1日とする政令を公布。(※データベース関係の規定は、法の公布日から起算して二年以内に施行。)

なお、ここで定義されている児童生徒等とは、学校に在籍する幼児・児童又は生徒十八歳未満の者であり、教育職員等とは、教育職員、校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、実習助手、寄宿舎指導員を指す。また、特定免許状執行者等とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は処分となった者を指す。

この法律で示されている児童生徒性暴力等の定義は以下のようになっている。

- ① 児童生徒等に性交等をする事又は性交等をさせる事
- ② 児童生徒等にわいせつ行為をする事又はわいせつ行為をさせる事
- ③ 児童ポルノ法違反
- ④ 痴漢行為又は盗撮行為
- ⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ

※現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を条文で列挙。

※刑事罰とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。

この法に基づく防止に関する措置は以下の通りである。

- 教育職員等・児童生徒等に対する啓発
 - 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵

害されてはならないこと等を啓発

- 特定免許状失効者等に関するデータベース
 - 国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施
 - 教育職員等の任命権者による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- 児童生徒性暴力等対策連絡協議会
 - 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置及び教育職員免許法の特例については下記の通りである。

【早期発見・対処に関する措置】

- 早期発見のための措置
 - 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- 児童生徒性暴力等に対する措置
 - 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報(犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報)
 - 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報(犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携)
 - 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- 学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援

【教育職員免許法の特例】

- 特定免許状失効者等に対する再授与
 - 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等により再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委(授与権者)は、免許状の再授与が可能
 - 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- 都道府県教育職員免許状再授与審査会
 - 都道府県教委に設置
 - 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

このように、文部科学省は児童生徒を守り育てる教員が、児童生徒等に対して性暴力等を行うということは、断じてあってはならないとし、この問題について厳正かつ実効性のある対応を検討・

実行してきている。法整備のみならず、児童生徒等に対して性暴力に及んだ教員の厳正な処分については、全ての都道府県・指定都市教育委員会の懲戒処分基準において、懲戒免職とする旨の規定が整備された。また、そのほかにも教員による性暴力等の防止のために必要となる取組について、

- 児童生徒とSNS等による私的なやりとりをしてはならないことの明確化
- 執務環境の見直しによる密室状態の回避等の予防的な取組等の強化
- 採用希望者の経歴等を十分に確認し、適切な採用判断を行うこと

などについても通知に明記し、各教育委員会に対応を求めている¹⁶⁾。

その他、「官報情報検索ツール」の検索可能期間の大幅な延長等を行っており、教員が懲戒免職処分を受け、教員免許状を失効した情報について、検索可能な情報の期間を直近3年間から40年間に変更した。これによって、採用権者は教員の採用

に当たり、対象者が過去40年間に懲戒免職処分等を受けたことの有無を同ツールで簡便に確認できるようになり、より慎重な採用選考が可能となった。

そして、法にあるような教育職員等による児童生徒等性暴力等の防止に関する措置として、教育職員等や大学の教員養成課程を履修する学生に対し、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための啓発等を行うこととされている。令和4年6月には、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるため、文部科学大臣や専門家が出演する動画を制作・公表し、教育委員会や大学などに積極的な活用を要請した¹⁷⁾。

性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入について

日本版DBSの導入に先駆けた取組強化として、児童をわいせつ行為から守る環境整備が進められている。現時点での現行と見直し案については表5の通りである。

表5. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）⁴⁾

改正事項	保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職位免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し案）
① 欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して3年
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して2年	免許状失効等の日から3年
② 登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	〈取消事由〉 ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 (わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている)	〈取消事由〉 ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・わいせつ行為を行ったと認められる場合
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	〈取消事由〉 ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	〈取消事由〉 ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
③ わいせつ行為を行った者の再登録等の制限	欠格期間経過後は再登録の申請が可能	わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再発行を授与することができる(※)	わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者等については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる
④ わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握（データベースの整備）	—	わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する(※)	わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者等の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する

⑤ そのほか、わいせつ行為を行ったベビーシッターについては、児童福祉法に基づく事業停止命令等の情報について公表できること等を規定することにより、利用者への情報共有を図る。

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。

※ 法の規定に基づく対応

国が守るべきはすべての子どもたちである。教育現場や保育現場だけではなく、子どもたちと接する大人はこのような環境以外にも大勢おり、実際にそのような大人から受けてしまった性暴力事件も多数発生している。具体的にどのような職種が残っているのか、内閣官房こども家庭庁設立準備室では以下のような職種をリストアップし、検討している。

【日本版DBS対象候補施設及び職種例】

- 学校教育法上の学校及び、関連施設
 - 学校教育法上の学校：各種教員、幼稚園教諭、非常勤講師
 - 放課後子ども教室：学習アドバイザー、安全管理員
- 児童福祉施設
 - 学童保育：放課後児童支援員、学童保育指導員、学童補助員
 - 放課後等デイサービス／児童発達支援事業：児童発達支援管理責任者、児童指導員
 - 保育園／こども園：保育士、保育補助
 - 児童館：児童厚生員
 - 児童保護・養育・療育施設：医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員
 - 親子・家庭支援施設：社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、児童指導員、児童相談員、児童心理司、児童福祉司、母子支援員
 - その他、栄養士、調理員、用務員、事務スタッフ、施設管理者 ※ボランティアも含む
- ベビーシッター、その他、訪問型保育事業
 - ベビーシッター、訪問型病児保育スタッフ、ファミリーサポート提供会員
- 児童に対して知識又は技能を習得させることを業として行うもの
 - 塾講師、家庭教師、スポーツインストラクター、課外活動の指導員、レジャー施設スタッフ
- 里親・養子縁組
 - 養子縁組里親、養育里親

このように、非常に多岐に渡る職種が存在し、それぞれに関わる立法を検討するにも労力と時間

が多く消費されることが懸念事項となっている。英国版DBSのように、職種ごとに規制するのではなく子どもに関わる職業を、「子どもに関わる職場（18歳未満の子どもに1日2時間以上接するサービス）」のように一括で定義し、規制することを検討している。またこの規制法であれば、職種でキックアウトとなった後、別の職場で異なる職に就くことを防ぐことが可能となる。縦割りの行政を打破するという大きな課題があるものの、すべての業界を横に網羅した性犯罪歴のデータベースを早急に整備することが求められている。また、これは行政が責任を持って運営する必要があり、不適切な情報提供が行われないようにする必要がある。

令和4年10月24日に開催された法務省の法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会において、性行為による処罰年齢を13歳未満から16歳未満への引き上げ、公訴時効の延長、わいせつ目的を隠してこどもに面会要求などを行う性犯罪を新設する試案が作成されている。この試案には、撮影による処罰も新設されており、撮影した映像を第三者に提供・拡散する行為なども罪となる。1月にはさらに修正が加えられ、同意しない意思による性犯罪も処罰の対象となることが追加された。日本版DBS導入に先駆けて、性犯罪の法整備が進められている。

日本版DBSは、性犯罪に関わる無犯罪証明書であり、これは既存のデータベースにあるような性犯罪以外も含まれた犯罪経歴証明とは大きく異なるものである。履歴書にある賞罰なしのような、性犯罪に関わる罰なしが事実として証明可能となるため、適切な情報を提供することとなる。日本版DBSは、こども家庭庁の目玉施策として制度化に向けた議論が進むことになっている。

2022年12月23日の閣議決定において、こども家庭庁の予算は総額4兆8104億円と発表された。2023年6月をめぐりに「骨太の方針（経済財政運営の指針）」で子ども予算「倍増」に向けた当面の道筋を示すとしており、今回の予算規模が「スタート台」の一つとなる。その組織は厚生労働省子ども家庭局や内閣府の関連の事務部門から移管される約210人から大幅に増やし、430人規模で発足することとなった。日本版DBSは、こども成育局こども安全課の日本版DBSの企画官などが導入に向

けて取り組むこととなっている。早ければ令和6年の通常国会に法案を提出する見込みとなっている。

子どもの権利を守るためには、「行政の縦割り」ではなく、包括的な組織である子ども家庭庁がその役割を担うこととなっている。教育者や研究者として、発信と提言を継続しつつも今後の動向に注視し、導入に向けた政策に期待するところである。

引用・参考文献

1. 厚生労働省 子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～（第51回社会保障審議会児童部会，令和4年2月，資料3-1）<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000897583.pdf>
2. 内閣官房 子ども政策の推進（こども家庭庁の設置等），https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/index.html
3. 内閣官房 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の概要，<https://www.cas.go.jp/jp/houan/220622/76gaiyou.pdf>
4. 厚生労働省 第208回国会（令和4年常会）提出法律案 児童福祉法等の一部を改正する法律案（令和4年3月4日提出）概要，<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000933350.pdf>
5. Sarah J. Brown, Julianne Zammit, Sophia King, A contemporary case file analysis of child sexual abuse in institutional settings in England and Wales, *Child Abuse & Neglect*, 131, 2022, 105633.
6. 法務省保護局 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムについて，https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00003.html
7. 法務省保護局 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果について（令和2年3月版），<https://www.moj.go.jp/content/001346474.pdf>
8. 法務省保護局 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムについて，<https://www.moj.go.jp/content/001369061.pdf>
9. 平成27年版 犯罪白書 第6編第4章第4節2，https://hakusyol.moj.go.jp/jp/62/nfm/n62_2_6_4_4_2.html
10. 内閣府 男女共同参画局 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書，https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02_houkoku.pdf
11. 文部科学省 令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査について，https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820_00005.htm
12. 認定NPO法人フローレンス 【#保育教育現場の性犯罪をゼロに】保育教育現場に性犯罪者を立ち入らせない仕組み「日本版DBS」の創設を求める記者会見を実施，<https://florence.or.jp/news/2020/07/post41442/>
13. 内閣府 男女共同参画局 第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和2年12月25日閣議決定），https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html
14. 厚生労働省 社会保障審議会 児童部会 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 議論のとりまとめ「ベビーシッターによるわいせつ事案への対応に関する提言」令和3年(2021年)2月19日，<https://www.mhlw.go.jp/content/000742037.pdf>
15. 文部科学省 児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 概要，https://www.mext.go.jp/content/20210702-mxt_kyoikujinzai01-100000009_3.pdf
16. 文部科学省 児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について その他の対応，https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html
17. 文部科学省 児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画を制作・公表しました，https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01036.html